

医療関連の社会保障制度 (社会保障と医療費について)

令和3年5月27日
砂川市立病院 地域医療連携室
医療ソーシャルワーカー 及川 佑介

1

医療ソーシャルワーカーって何？ (MSW)

Medical Social Worker

- 病気や怪我などすると、社会面の問題が障ります。社会面の問題とは医療費や生活費、仕事、人間関係の事を指します。
- SWはそれらの問題を本人と家族を取り巻く課題として、本人と一緒に考え、問題を整理し解決を目指していく「相談専門職」です。
- SWは職種の名前で、資格母体は国家資格の「**社会福祉士**」です。

2

社会福祉士とは

「社会福祉士」は社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の**福祉に関する相談業務**に応じ、**助言、指導、福祉サービスを提供する者、又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者**をいう

(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項)

3

権利としての社会保障

- 社会問題、生活問題に対して、国が責任を果たすものが社会保障制度です。**病気・怪我・出産・障害・死亡・加齢・失業**などの困窮の原因に対して、社会的な方法又は直接、公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会的専員たるに値する生活を営むことができるようにすること]

と定義している (社会保障制度に関する50年勧告)

4

国民にとっては社会保障は権利であり
同時に国にとっては義務である。

根拠法 憲法25条

5

憲法25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利有する。

二) 国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

6

生存権

日本国憲法 第25条「生存権」は、日本国憲法第3章にあり、社会権のひとつである「生存権」と、国の社会的使命について規定している。

7

社会保障制度の方法

社会扶助	公的扶助	生活保護
	社会手当	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当
社会保険	年金保険(国民年金・厚生年金・共済組合など) 医療保険(国民健康保険・健康保険・共済保険など) 介護保険 雇用保険 労働者災害補償保険	
社会サービス	児童福祉サービス 障害者福祉サービス 老人福祉サービス	

8

社会保障の領域

領域	制度の例
所得保障	生活保護法の生活扶助 各種年金保険の給付 健康保険法の傷病手当金・出産手当金 雇用保険法の失業等給付
保健医療保障	生活保護法の医療扶助 各種公費負担医療 各種医療保険の給付 労働者災害補償保険法の療養給付 障害者自立支援法の自立支援医療
社会福祉サービス	生活保護法の介護扶助 介護保険上の介護給付 養護老人ホームでの生活支援 児童福祉法の保育 児童福祉法の児童養護 障害者への地域生活支援事業

9

医療費について

10

医療保険制度

- 日本では、国民全員が医療を受けることができるように公的医療保険で保障している。公的医療保険は、国民一人一人が保険料を出し合うことで支えられている。これを「**国民皆保険**」という。
- 公的医療保険には国民健康保険・被用者保険・後期高齢者医療保険制度の3つがある。
- 以下、体系的に説明していく。

11

国民皆保険と無保険状態

- 日本は「**国民皆保険制度**」があり、だれもが適切な医療を受ける事ができるとなっているが、現場では「**いわゆる無保険状態**」となってしまうケースが散見する。
- 原因は保険料の未払いや、保険手続きの不備など多岐にわたる。
- 来院時には早急な保険復活の手続きや生活保護の申請など、患者が定説な医療を受けられるように、関係機関と調整を行う必要がある。

12

高額な医療費を自己負担限度額まで抑える
「高額療養費制度」・「限度額適用認定証」

- ・保険診療には世帯によって月額医療費上限が決まっている
- ・医療費の上限額は年齢や世帯収入などで変わる
- ・手続きをすると医療費の上限額を抑える事が出来る

13

70歳未満の自己負担限度額（1ヵ月）

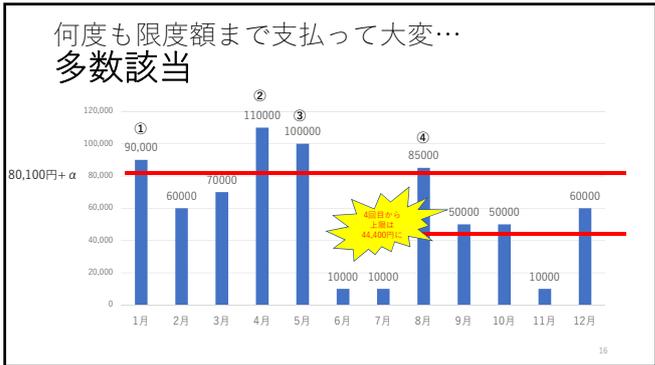
所得区分 (年収の目安)	自己負担限度額	
	通常	多数該当
約1,160万円～	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
約770万円～1,160万円	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
約370万円～770万円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
～約370万円	57,600円	44,400円
住民税の非課税者等	35,400円	24,600円

14

70歳以上の自己負担限度額（1ヵ月）

所得区分 (年収の目安)	自己負担限度額		
	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）	多数該当
約1,160万円～	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%		140,100円
約770万円～1,160万円	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%		93,000円
約370万円～770万円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%		44,400円
約156万円～370万円	18,000円 ※年間上限 14万4,000円	57,600円	44,400円
住民税非課税者	下記以外	8,000円	24,600円
	所得 0円世帯	8,000円	15,000円

15



難病を治療している方に
特定医療費（指定難病）助成制度

- ・国が指定した指定難病の診断を受け、認定基準を満たしていること
- ・原則2割（後期高齢 1割）の医療費負担となる（所得に応じて負担額の減額あり）
- ・利用には患者さんの申請が必要（難病指定医師による診断書の作成）
- ・指定基準については厚生労働省のホームページにも記載されている
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>
- ・指定難病制度を利用すると医療費負担を大きく減額できる

17

【指定難病の医療費助成における自己負担上限額（月額）】

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合：2割または1割* 自己負担上限月額		
		一般	高額かつ長期	人工呼吸
A 生活保護	-	0円	0円	0円
B1 低所得Ⅰ	市区町村住民税の所得割・均等割 ともに非課税	患者本人の収入～80万円	2,500円	2,500円
B2 低所得Ⅱ		患者本人の収入80万円超	5,000円	5,000円
C1 一般所得Ⅰ	市区町村住民税課税以上～(所得割額)7.1万円未満	10,000円	5,000円	1,000円
C2 一般所得Ⅱ	市区町村住民税(所得割額)7.1万円～25.1万円未満	20,000円	10,000円	
D 上位所得	市区町村住民税(所得割額)25.1万円以上	30,000円	20,000円	

18

子どもの難病治療費の負担を軽減する 小児慢性特定疾病医療費助成制度

- ・小児慢性疾患に罹っている児童等について、**患児家庭の医療費負担を軽減するために、医療費の自己負担分の一部が助成される。**
- ・小児慢性特定疾病の18歳未満の児童を対象とする。

対象は16疾患群、762疾患

1. 悪性新生物群 (白血病、リンパ腫、神経芽腫 等)
2. 慢性腎疾患 (ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、アミロイド腎 等)
3. 慢性呼吸器疾患 (気管支喘息、気道狭窄 等)
4. 慢性心疾患 (アテローム硬化症、先天性心疾患 等)
5. 内分泌疾患 (成長ホルモン分泌不全性低身長症、糖尿病 等)
6. 膠原病 (若年性特発性関節炎(炎症性腸病)、全身性エリテマトーデス 等)
7. 遺伝性 (1型糖原病、2型糖原病、その他の糖原病)
8. 先天性代謝異常 (フェニルケトン尿症、アイルランド病 等)
9. 血液疾患 (鎌状芽球性貧血、白血病、悪性不安定性貧血 等)
10. 免疫疾患 (重症E型肝炎、慢性膵臓炎(慢性膵炎) 等)
11. 神経・筋疾患 (ヒヤルロシ、点斑てんかん(ウエスト症候群)、筋性硬直症 等)
12. 慢性消化器疾患 (潰瘍性大腸炎、クローン病、胆道閉塞症、先天性胆道閉塞症 等)
13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 (重症低血糖症、18トリソミー症候群、ダウン症 等)
14. 皮膚疾患群 (眼皮膚白皮症(先天性白皮症)、色素性乾皮症 等)

(単位：円)

階層区分	年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税 非課税	低所得Ⅰ (～約80万円)	1,250		
III		低所得Ⅱ (～約200万円)	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (～市区町村民税7.1万円未満、～約430万円)		5,000	2,500	500
V	一般所得Ⅱ (～市区町村民税25.1万円未満、～約850万円)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市区町村民税25.1万円～、約850万円～)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※注：①高額な医療費が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。

障害のあるへ方の障害に掛かる医療費を軽減する制度 自立支援医療

- ・ **障害を軽くするための医療費にかかる費用を軽減する制度、自己負担は原則1割負担。また世帯に応じて1月あたりの自己負担上限額が設けられている。**
- ・ **精神通院医療**
統合失調症・うつなど、通院による精神医療を継続的に必要とする人
- ・ **更生医療**
18歳以上で身体障害者手帳を持ち、疾病を有するが治療による改善が見込まれる人(膝関節手術・ペースメーカー・透析医療など)
- ・ **育成医療**
18歳未満で身体に障害・疾病のある自動で治療により改善が見込まれる人

「世帯」の市町村民税非課税			「世帯」の市町村民税課税		
一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	収入 ≤ 80万円	収入 > 80万円	市町村民税 (所得額) < 3万5千円	3万5千円 ≤ 市町村民税(所得額) < 23万5千円	23万5千円 ≤ 市町村民税(所得額)
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得層1	中間所得層2	一定所得以上
負担0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限月額 医療保険の自己負担限度額	負担上限月額 医療保険の自己負担限度額	公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			中間所得層1 (重度かつ継続)	中間所得層2 (重度かつ継続)	一定所得以上 (重度かつ継続)
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円

医療費について

自治体によって、さらなる医療費補助がある制度

重度の障害のある人の医療費を軽減する 障害者医療制度（重度心身障害者医療費助成）

- 重度の身体・知的・精神障害のある人が医療機関に掛かった時、医療費の自己負担の一部が助成される制度。
- 都道府県・市町村などで利用できる人の範囲・自己負担の金額が異なる。都道府県or市町村に確認が必要。
- 健康保険が適用される医療費についてのみ助成対象になる。

25

乳幼児の医療費の自己負担を軽減 乳幼児医療費助成（こども医療費助成制度）

- 乳幼児が医療機関で診療を受けた時、医療費の自己負担額の一部が助成される。
- 健康保険に加入しているこども。
- 都道府県・市町村などで利用できる人の範囲・自己負担の金額が異なる。都道府県or市町村に確認が必要。
- 健康保険が適用される医療費についてのみ助成対象になる。

25

ひとり親家庭を支える ひとり親医療費

- ひとり親家庭の人が、医療機関で診療を受けた時、医療費の自己負担額の一部が助成される。
- ひとり親家庭の父母及び子、父母がいない子が対象。
- 都道府県・市町村などで利用できる人の範囲・自己負担の金額が異なる。都道府県or市町村に確認が必要。
- 健康保険が適用される医療費についてのみ助成対象になる。

27

医療費まとめ（今日、覚えておいてほしい事）

- 医療費（保険診療）には上限額が決まっている
⇒手続きをしよう！
- 病気や障害によっては助成制度が存在する
- 医療費は月単位で計算される。月を跨いだ入院は医療費が高くなる傾向があるため、同じ月内で（入院期間等が）完結すると患者さんの医療費負担が減らせる
- 病気や障害での助成制度の利用には医師の意見書が必要になる場合がある
- 制度によっては自治体で負担額や対応が変わることがある
- お困りの際にはMSWか医事課までお問合せください

28